

70歳からの医療制度

負担割合判定基準額が変更になり
国民健康保険（70歳以上）と
老人保健

国民健康保険（70歳以上）と老人保健の病院へかかったときの負担割合は1割、または2割です。

この2割負担の判定基準となる課税所得と収入額が8月から改正になります。

改正内容

- ◆課税所得 145万円以上
- ◆収入（70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人の合計収入）
 - 2人以上 621万円以上
 - 1人 484万円以上

この基準額を下回る場合は1割負担になりますので、申請してください。

申請場所 保険年金課（市役所1階6番窓口）または各支所

負担割合の判定は、申告された前年度所得をもとに行います。所得の申告は忘れずに行ってください。



国民健康保険高齢受給者証

Q 70歳になる誕生日に白いカードが届き、病院で国保の保険証といっしょに使っています。見たところ、有効期限が今年7月31日となっています。それ以降はどうなるのでしょうか？

A 7月中に新しいカードを世帯主に送付します。

白いカードの上部に「国民健康保険高齢受給者証」と印刷してあることを確認してください。中央あたりに書かれている「一部負担金の割合」は、今年7月までの負担割合です。8月以降の負担割合は、平成16年中の所得によって再判定し、7月中に新しいカードを送付します。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	年 月 日
氏名	津山 太郎
住所	岡山県津山市山北520番地
生年月日	昭和10年6月10日
一部負担金の割合	1割
有効期限	平成17年7月1日
有効期限	平成17年7月31日
保険番号	673300035
発行所	岡山県津山市山北520番地 津山市役所
電話番号	0866-32-2071

Q & A

老人保健法医療受給者証

Q 現在80歳なので、保険証と「老人保健法医療受給者証」をあわせて使っています。この受給者証には期限が書かれていませんが、ずっと使えるのでしょうか？

A 所得の増減があつて、判定で負担割合が変更になるまで使えます。

上記の高齢受給者証と同じ時期に所得の再判定を行います。その結果、負担割合が変更になる人だけに新しい受給者証を送付します。8月以降、病院にかかるときには新しい受給者証を使い、古いものはお返しください。受給者証が届かなかつた人は、負担割合の変更がありませんので、引き続き同じものが使えます。



問い合わせ先 保険年金課 32・2071

万が一のために 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金の加入者が病気やけががもとで障害の状態になったときに受けられます。

受給資格のある人

- ① 20歳前に身体障害者になった人で、20歳に達した日に障害の状態にある人
- ② 国民年金に加入中に初診日がある病気やけがで一定の障害の状態になった人
- ③ 国民年金に加入していた人で国内に住所のある60〜65歳になるまでの間に初診日があり、障害の状態になった人



※②と③の場合は、初診日以前の加入期間で、3分の2以上保険料を納めていること、または初診日前の1年間に保険料の納め忘れがないこと（免除・納付猶予を含む）が必要です

年金額 1級障害 99万3,100円、2級障害 79万4,500円

問い合わせ先 保険年金課 32・2072

考えよう！平和と人権 戦後・被爆60周年を迎えて

第2次世界大戦後、そして被爆から60年を迎えました。戦後の荒廃から立ち上がり発展を遂げた現在の日本には当たり前の平和があります。しかし、この平和は、過去の数多くの犠牲を代償として獲得されたものであることを忘れてはいけません。また、唯一の被爆国として、ここに至った経緯を省みるとともに、恒久平和の願いを未来に引き継いでいかなければなりません。



親子体験ヒロシマ平和バスツアー

とき 8月20日(土) 午前7時

集合、津山総合体育館出発

行き先 広島平和公園

参加費 小・中学生1,000円、高校生以上3,000円

(昼食は各自で負担)

定員 40人(先着順・親子優先)

申込方法 電話、ファクスまたは直接申し込む

受付開始 7月22日(金) 午前10時

申込・問い合わせ先 男女共同

参画センター「さん・さん」

(アルネ・津山5階) 内人権啓

発課課 31・0088、 31・

2534

市では、昭和60年に「非核兵器平和都市宣言」が議決されました。そして、それを記念して始まった「津山市民平和祭」は、今年で19回目となります。市民団体と行政が一体となって、平和のための戦争パネル展、親子体験ヒロシマ平和バスツアーなどを通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいます。「60年」という節目の年、平和の大切さ・人権の大切さを改めて考えましょう。

罰則規定が加わりました！ 個人情報保護制度改正

一人ひとりのプライバシーを守るために、市では平成15年10月から「津山市個人情報保護制度」をスタートさせました。この制度では、個人情報保護に扱うためのルールを定め、市の保有する文書にある自分の個人情報を見たり、訂正したりする権利を保障しています。

しかし、個人情報保護制度の制定から2年になろうとしている今日、市でもコンピューターやネットワークを利用して大量の個人情報処理されていること、他都市や民間で見られているような個人情報の売買事件が多発していることなど、個人情報の保護に関する不安が高まってきています。

このような状況を背景に、市では津山市個人情報保護条例の一部を改正しました。

今回の改正のおもな内容

個人情報保護を不正に提供した場合や職権を乱用して個人の秘密を収集した場合などに対して罰則規定を設置

罰則規定の内容

処罰対象	対象情報	対象行為	罰則
市の職員・業務委託人(過去を含む)	個人情報記載された電算処理ファイル(複製、加工したものを含む)	正当な理由がなく提供	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
市の職員	業務に関して知り得た市の保有する個人情報	不正な目的で提供・利用・盗用	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
市の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面、電磁的記録	職務以外の目的で収集	同上
市民	個人情報の開示	不正な手段	5万円以下の過料

市民のみなさんの権利や利益を保護し、個人情報の安全管理を図るために、今後も市は個人情報保護に細心の注意を払いながら市政の運営を進めていきます。

問い合わせ先 総務課 32・2

041

認知症予防セミナー

とき: 8月24日(水) 午後1時30分～3時30分 ところ: 津山市総合福祉会館 テーマ: 認知症を早期でくい止めよう! 参加費: 無料 締め切り: 8月23日(火) 問い合わせ先: 津山市社会福祉協議会 在宅介護支援センター 23-7978